

令和3年4月1日より岡山県トラック協会関係施設内において全面禁煙とさせていただきます(お知らせ)

岡山県トラック協会

国は、受動喫煙を防止するために、健康増進法および職業安定法施行規則の一部を改正し、令和2年4月から適用されています。

改正により、原則屋内禁煙となり、喫煙場所を設置する場合は、屋外に設置しなければなりません。

岡山県トラック協会としても法の趣旨に沿って令和3年4月1日から下記の施設内において全面禁煙措置を実施させていただきます。

ご協力方なにとぞよろしくお願いいたします。

記

施設名	
岡山県トラック総合研修会館内	
岡山県トラック協会	倉敷輸送サービスセンター
〃	矢掛輸送サービスセンター
〃	津山輸送サービスセンター
〃	備前輸送サービスセンター
自動車運転練習場	管理棟・研修会館